

療養所のしくみ

4

← 国と県の療養所では、できるだけ少ないお金で、たくさんの患者さんを入れられるようにするしくみがつくられていきました。

← 逃げようとしたり、職員の言うことをきかなかったりした患者さんを牢屋（監禁室）に入れてしまうためのきまり（懲戒検束規定）がつけられました。

← 療養所は、患者さんどうしの結婚を許せば、おとなしく療養所に居続けるだろう、と考えました。その一方で、患者さんたちに、子どもを産めないようにする手術（断種手術や中絶手術）を受けさせました。



洗濯作業をする失明した患者たち
（多磨全生園 大正期から昭和初期）

← 料理や洗濯、大工や道路工事、畑仕事など、療養所での仕事も、患者さんたちにさせました。そのお給料はひどく安いものでした。患者さんたちは仕事のせいでけがをしたり、病気をもっと悪くしたりしていきました。